

ふるさと納税(ふるさと寄附金)のご案内

～あなたのふるさと球磨村の応援をお願いします～



ふるさと納税制度とは

地方税法の改正により寄附金控除が大幅に見直され、ふるさとを応援したいという思いを寄附金という形で実現していただくものです。この寄附金を財源として、ご寄附いただいた方の意向を各種事業に反映しふるさとづくりを行います。



「くまむら」で生まれ育った方
「くまむら」にゆかりのある方
「くまむら」をこころのふるさとと感じていただいている方
に
お願いです

球磨村ふるさと寄附制度を活用して、豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、安全で安心な地域づくりを進める球磨村の応援をお願いします。



寄附金は、「球磨村ふるさと応援基金」に積立て、各種事業に要する費用に充てさせていただきます

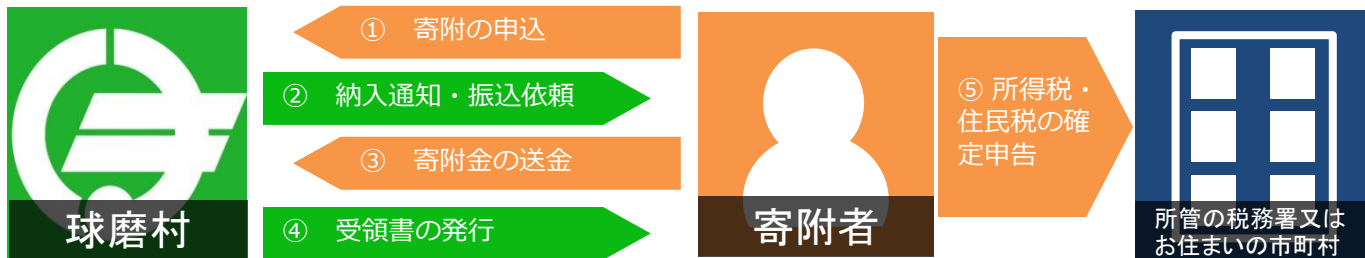
- ① 福祉、少子及び高齢化対策（地域で支え合う福祉、子育て支援、健康づくりなど）
- ② 自然環境保全、景観の維持（山林の保全、水環境の整備、棚田等景観の維持、再生など）
- ③ 産業の振興（農林業、商工業等地場産業の振興、特産品の開発など）
- ④ 教育、スポーツ活動の充実（教育環境の充実、スポーツ施設の整備、活動支援など）
- ⑤ 歴史、文化の保存（郷土芸能、文化の伝承、文化遺産の保存など）
- ⑥ その他、目的達成のために村長が必要と認める事業に活用させていただきます。

寄附金の税額控除については裏面をご覧ください



寄附金税額控除について

個人住民税を納税されている方で2,000円を超える額をご寄附いただいた場合、税額の控除を受けることができます。控除を受けるには、お住まいの市区町村又は最寄りの税務署で確定申告をする必要があります。2,000円を超える額について住民税（所得割）のおおむね1割を限度に所得税と翌年度の個人住民税から控除が受けられます。（申告の際には、寄附金受領証明書が必要となります。寄附金の納入を確認したあと送付しますので大切に保管してください。）



寄附金控除の計算例

給与収入700万円、夫婦と子ども2人の方が30,000円を寄附（ふるさと納税）した場合、所得税控除2,800円、住民税控除25,200円、合計28,000円の税額が軽減されます。

※軽減額は、所得や扶養家族、寄附額によって異なります。

※1月～12月に行った寄附の総額が2,000円以下の方は、寄附金控除の対象外です。



球磨村では、事前にお申し込みいただいた方以外に振込みを求めたり、納入通知書を送付したりすることはありません！
ふるさと寄附と偽った不当な請求などには十分ご注意ください。

▼ 寄附を希望される方は、まずご連絡ください ▼